

性同一性障害 存在認める雰囲気

今回私が性同一性障害について知りたいと思うようになったきっかけは性同一性障害者の自殺が多いという事実を知ったからである。彼ら(彼女らは)どんなことに苦しみ、どのようになりたいのか。少しでも彼らのことを知りたいと思い、このニュースを取り上げてみた。

性同一性障害(GID)と診断され、男から女への性別変更申し立てを決めた奈良県生駒市の派遣社員の通称森村さやかさん(46)は、しぐさや言葉遣いから中学でいじめを受け、「本当の自分」を押し殺して生きてきた。「子どもができれば男らしくなれるかも」と結婚を決意したのは二十九歳。「早く孫の顔が見たい」という両親の言葉も背中を押した。結局、夫にも父にもなりきれず妻子と離れた。長く伸ばした髪、高い声、膨らんだ胸…。ことし一月の性別適合手術で姿は女性に。正社員では雇用保険や年金の手続きで戸籍謄本の提出を求められるため、派遣会社に登録し、二、三カ月ごとに職を変える暮らしを続けている。

尼崎市の会社員、通称大迫真実さん(51)は、幼少のころから男性である自分に違和感を抱き始めたという。一九八一年に結婚、一児をもうけたものの、違和感は消えず、二〇〇三年に離婚。同年七月に性同一性障害との診断を受け、〇五年には海外で性別適合手術を受けた。現在、高校生の長女(17)とは月一-二回、会っているという。

「女性との間で子どもをもうけておいて、GIDだと主張するのはいかななものか」と批判されたこともある。今、男性パートナーとの結婚を考えているという。

兵庫県の小学校で、二年の男児が「女兒」として自然に受け入れられているとのニュースにがくぜんとした。「この年齢になって姿を変え、やっと素直に振る舞えるようになった。男児と同じように扱われていれば女性とは結婚しなかった」

現行法に基づけば、二人の申し立てである“戸籍の性別を女性に変更”が認められる可能性は小さい。しかし二人は、専門家や医師の支援を受けて、近く奈良家裁と神戸家裁尼崎支部に申し立てることを決めた。二人はいずれも女性と結婚、子供をもうけた後、離婚した。性同一性障害特例法は戸籍の性別変更の際、「未婚で子がいない」を条件としており、対象外の二人の申し立ては来年以降の法改正論議に一石を投じそうだ。それぞれ大阪医大と海外で性別適合手術を受けたが、戸籍上は男のため、就職や結婚、日常生活でも不便を強いられていると訴えている。GIDの日本人は全国で数千人から数万人で、うち子供をもうけたのは一割未満とされる。

二〇〇四年七月施行の性同一性障害特例法は、

- 1、二人以上の医師が性同一性障害と診断
- 2、二十歳以上

3、未婚者

4、子供がいない

-などの条件を満たしている人が家裁に審判を請求して認められれば、戸籍の性別を変更できると規定している。

「行動しないと、道は開かれない」。性同一性障害（G I D）と診断された男性二人が十一月十三日、神戸家庭裁判所尼崎支部などに申し立てた戸籍の性別変更。現段階で二人の申し立てが認められる可能性は極めて低いとみられる。尼崎市内で会見した会社員の通称大迫真実（まさみ）さん（51）＝同市大庄北＝は「子どもがいるという過去は変えられない。本当の自分が認められるよう、法を見直してほしい」と訴えた。大迫さんは午前九時、神戸家裁尼崎支部に性別変更の申立書を提出。その後、G I D学会理事長で神戸学院大法科大学院の大島俊之教授とともに記者会見に臨んだ。

幼いころから自分の性別に違和感を抱いていた。一九八一年に女性と結婚、娘一人をもうけた後も、悩みは解決しなかったという。九七年ごろ、性別転換手術を知り、性を変えようと決断。離婚後、〇三年に岡山大で性同一性障害と診断され、〇五年に性転換手術を受けた。森村さんも今年一月、手術を受けた。

「子どもの利益のため父親は戸籍上、男性のままにしておくべき」とする法務省の見解に、「子どもとは別居しており、親権もない。（戸籍上の性に対する違和感は）私自身の努力ではどうしようもない」と反論する。大迫さんは、職場でも自身の障害について明らかにし、女性の容姿で働いている。しかし「戸籍上は男性なので、健康保険証やパスポートも男性と表記され、不便な思いをしている」という。

特例法は、施行後三年をめどに改正も検討すると規定。対象者の範囲については来年見直される予定で、二人の訴えは法改正論議にも影響を与えそうだ。同席した大島教授は「欧米諸国に比べ、日本の条件は厳しい。特例法ができて、こうした悩みを持つ人がいることを知ってほしい」と話した。

G I D学会によると、〇四年七月の特例法の施行後、〇五年末までの性別変更の申立件数は三百七十三件。うち三百二十六件が認められた。子どもがいる場合はいずれも却下されているという。

大迫さんは会見で「却下の可能性が高いことは分かるが、同じ悩みを持つ人にも訴え、法改正につなげたい」としている。

「精神的苦痛は消えない」。性同一性障害（G I D）と診断された尼崎市の会社員、通称大迫真実さんが戸籍の性別変更を求めた審判で、神戸家裁尼崎支部は十二月二十日までに、申し立てを却下した。大迫さんは大阪高裁に即時抗告する方針。

審判は十二月十五日付で、大迫さんは十六日に郵送で書類を受け取ったという。男性の家庭環境に理解を示しつつも、その判断は、「子どもがいないこと」を条件とする特例法の壁の高さをあらためて示した。神戸家庭裁判所尼崎支部などに申し立てた戸籍の性別変更。その約二週間後に、大迫さんは神戸尼崎支部の家事裁判官から審問を受け、事実関

係や申し立ての趣旨を述べていた。その思いが届いたのか、審判理由では、「子どもが父母の性別の変更を受容したり、親子の交流が希薄であるなど、家庭秩序への影響は少ない」と大迫さんの主張に理解を示した。だが、「（その程度で）個別の事案ごとに判断すると子どもの心情や親子の交流に、かえって影響を与える」と、戸籍変更を認めるには至らなかった。

この日、尼崎市内で会見した通称大迫真実さん（51）＝同市＝は、「却下は予想していたとはいえ、ショックは大きい」と落胆した様子。「特例法が見直されない限り、健康保険証やパスポートも男性と表記されるなど、精神的苦痛は続く」と訴えた。会見に同席したG I D学会理事長で神戸学院大法科大学院の大島俊之教授は「審判理由では『子どもの利益のため父親は戸籍上、男性のままにすべき』とする法務省の見解を批判しており、評価できる点もある」と指摘。ただ、申し立て却下という結果に「条件は依然として厳しい」と話していた。（飯田 憲）

性同一性障害 生物学的には完全に正常で自分の肉体がどちらの性に属しているかを認知していながら、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態。男性の3万人に1人、女性の10万人に1人に発現すると推測されている。2003年には特例法が成立。一定の条件の下、成人した性同一性障害者が戸籍の性別を変更することが可能になった。

引用記事

神戸新聞 2006年12月20日 女性への変更却下 性同一性障害 尼崎
11月13日 性同一性障害、性別変更求め申し立て 尼崎の男性ら
10月28日 結婚暦ある男性ら、女性へ戸籍変更求める 性同一性障害

今回の話では子どもがいるかいないかによって、性同一性障害者の自由は全く変わってくるのがわかった。たとえ離婚しても子どもがいるから、手術後であったとしても、戸籍変更は認められない。しかし、本人にとってみれば、子どもがいる事実は変えようのないことであり、努力やお金でどうすることもできないことである。

世間一般的に考えて、確かに自分の親が、戸籍変更をするということは子どもにとって受け入れがたいことかもしれない。親の人生と子どもの人生どちらもかけがえのないもので、一生に一度しかない。後戻りもできないのである。今回の判決では、当事者の意見ばかりであったが、子どもが成長し、性同一性障害のことを理解できる年齢に達している場合、子どもが親の性別の戸籍変更を認めるのであれば、今回の大迫さんの申請は認められるべきだと思う。二〇〇四年七月施行の性同一性障害特例法で戸籍の性別変更の条件として、“子どもがいない”ということが挙げられている理由は子どもの成長や親子の交流に

悪影響を及ぼす危険性があると考えられているためであると考え。ならば、子どもがきちんと理解したうえで親の戸籍変更を受け入れるのであれば、他人である裁判官や私たちが否定する理由がどこにあるというのだろう。

ただ、これは子どもが理解できるくらいに成長した時に可能性として挙げられる話であって、まだ性同一性障害もわからないような小さな子どもがいる場合、話はがらりと変わってくる。この場合、子どもが成長するまで性別変更は難しいと考える。確かに親の人生も大切かも知れないが、それ以前に子どもを生んだからには、親としての責任をもつべきではないだろうか。例え離婚したからといって、子どもにとってはたった二人しかいない両親には変わらない。DVや経済的理由によって、子どものためを思って離婚したというわけではないなら、それ以上子どもの意思を無視した行動は控えるべきではないだろうか。

根本的なことであるが、性同一性障害者にとっては男性・女性の二つが一般的に存在していると考えられている現在社会そのものが住みにくいものであるに違いない。パスポートや免許証、ちょっとしたアンケートまで性別を聞かれることは多い。確かに性別は世の中の人間をグループ分けするときに便利かも知れない。しかし、こんな些細な事でも性同一性障害者にとっては、苦痛以外のなにものでもないのだろう。男女参画社会など男性と女性の間にある壁の高さはだんだんと低くなってきてはいるが、本当に性別を気にすることなく生活できる時代はまだまだ先であると考え。しかし、性同一性障害者に対する考え方は時代とともに変わっている。少しずつではあるが、世間で差別されることなく、認められてきているのである。

性同一性障害を個性と考えるか、それとも障害と考えるか。それは人それぞれである。たとえば性同一性障害を個性と考えると、治療という概念も消えてなくなってしまうのかもしれない。個性は尊重するものであり、いい意味で伸ばしていくものであるからである。個性と考えた上で性同一性障害者が病院に行ったり、手術を行ったりすることを考えると、それは、最近多くの人が行っている整形に似ているのかもしれない。つまり、理想の自分へ近づくための手段の一つとして考えられるのではないだろうか。小さな悩みを合わせると現在の自分自身に満足している人は少ないと思う。多くの方は、自分自身に何らかの不満や苛立ち、情けなさを感じているのではないか。私は性同一性障害者であろうと男性や女性であろうと悩みを持っている一人の人間に過ぎないように感じる。今の自分を変えたいと必死に願う姿はみんな同じであり、変わりたいと願う理由はそれぞれかもしれないが、悩みを抱えた多くの人や、性同一性障害者に必要なのは、自身をありのままに認めてくれる存在ではないだろうか。不安や孤独の中で手を差し伸べてくれる誰かがいるだけで、現在急増している自殺者の多くは、もう一度前を向いて歩いてみようかなという気持ちになれると思う。

今回のニュースを通して、性同一性障害者の苦しみの一部を知ることができた。戸籍の性別だけでなく、名前や仕事、結婚など悩みは少なくないだろう。自己のセクシュアリティを大切にしている性同一性障害者の主張にも耳を傾け、現在の性同一性障害特例法が改正さ

れ、性同一性障害者が性別や戸籍に縛られることなく、自由に過ごしてゆける日ができるだけ早く訪れることを強く願っている。



【 】中村中 昨年の秋に性同一性障害であることを告白した彼女。その告白は衝撃的でもあったが、同時に包み隠すことなく全てをさらけ出し、力強く生きてゆく様が見える彼女の歌は、多くの人に感動を与えた。

参考文献

針間克己：論文：性同一性障害の基礎と臨床：2001

針間克己：心と社会第114号 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をめぐって